

教 介 護 保 険 だ よ り

■問い合わせ先
町役場 長寿介護課
(内線 133)

法改正により介護保険制度が変わります

4月から、介護保険法の改正により介護保険制度が大きく変わります。
今回の介護保険だよりは、介護保険法の改正内容を掲載します。



平成30年4月施行分

○ 第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）

町では、住民誰もが長寿を喜び、世代や性別を超えて協働と連帯の精神に支えられた地域社会の中で、高齢者が健やかに、一人ひとりが自立していきいきと暮らすことができるまちづくりをめざし、高齢者福祉施策を推進してきました。

本計画においても、これまでの基本理念を引き継ぎ、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域住民・事業者・行政それぞれが主体的に参画し、共同と連帯に基づくパートナーシップを構築しながら、その実現をめざしていきます。

※ 詳細については、広報5月号にてお知らせします。

計画の基本理念

1. 豊かな長寿社会の実現
2. 健康で生きがいのある生活の実現
3. お互いに思いやり、助け合う社会の実現

○ 認知症初期集中支援がスタートします

認知症は、誰にでも起こり得る身近な病気で、在宅生活を続けるためには、早期発見(受診)、早期治療が重要となります。また、2025年には、高齢者の5人に1人が何らかの認知症状を有すると見込まれています。

このような状況のなか、町では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人とその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置します。また、認知症地域支援推進員(保健師)を町役場長寿介護課と町地域包括支援センターに配置し、認知症の人やご家族の相談に応じた支援を実施します。

認知症初期集中支援体制

認知症初期集中支援チームは、これまでの高齢福祉のネットワークを活用した専門的支援を初期に実施する専門チームです。

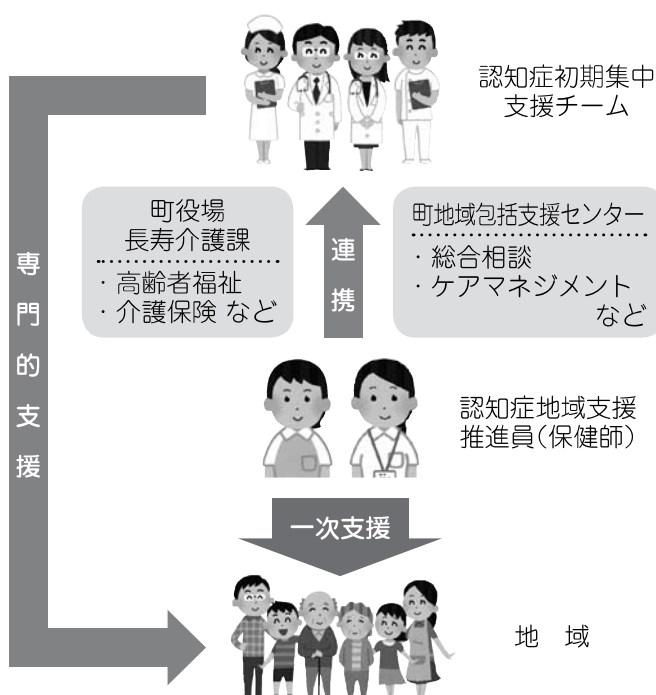
ひとりで悩まないでください

認知症は、早期受診や早期治療により、症状の進行を遅らせることができます。

また、認知症の症状は、家族だけでは解決できないケースが多くあります。ひとりで悩まないで、まずは町または町地域包括支援センターへご相談ください。

■相談先

- 町役場 長寿介護課(内線 133)
- 地域包括支援センター
- ☎ 0747-52-7760



○ 生活支援サービス提供体制の整備

町では、日常生活上の支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で可能な限り生きがいを持って在宅生活を継続できるよう、多様な活動主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制(大淀町地域包括ケアシステム)を構築することをめざしています。

この大淀町地域包括ケアシステムを実現し、生活支援サービス提供体制を構築するため、4月から生活支援コーディネーターを配置し、町社会福祉協議会との連携により協議体を設置します。

コーディネーターの役割

生活支援コーディネーターは、高齢者等の生活支援ニーズと多様なサービスを調整(コーディネート)する役割を担い、サービスを必要とする高齢者等が状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、地域の相談窓口として活動します。

協議体(仮称：支えあい会議)

協議体は、地域の支えあいや助け合いのしくみを無理なく続けられる支援体制の確立と地域の課題を、地域のみなさんと一緒に解決できる協議の場として、町社会福祉協議会の協力により設置します。

協議体のイメージ



○ 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲

居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)の指定権限が、奈良県から県内市町村に移譲されます。これに伴い、今後は居宅介護支援事業所の事業所指定や監査・指導を市町村が行うことになります。

○ 新たな介護保険施設(介護医療院)の創設

これから増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設(介護医療院)が創設されます。

平成30年8月施行分

○ 自己負担額の見直し

介護保険サービスを利用されたときにかかる自己負担割合がこれまで2割だった人のうち、現役世代並みの所得のある人については、8月から自己負担割合が2割から3割に見直しされます。

利用者負担割合				
要介護認定を受けている 第1号被保険者	本人の 合計所得金額が 220万円以上	同一世帯の 第1号被保険者 の年金収入 + その他の 合計所得	単身の場合、340万円以上	3割
			2人以上の場合、463万円以上	
	本人の 合計所得金額が 160万円以上		単身の場合、280万円以上340万円未満	2割
			2人以上の場合、346万円以上463万円未満	
	本人の合計所得金額が160万円未満		単身の場合、280万円未満	1割
	2人以上の場合、346万円未満			